

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	違法駐車車両移動措置関係ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通指導課 千葉県下39警察署	
個人情報ファイル等の利用目的	違法駐車車両の移動、保管、売却等の事務を適正に行うため	
記録項目	1 対象車両の車名・塗色、型式・番号、2 移動業者住所・氏名、3 現認日時、4 違反場所、5 移動時間、6 移動先、7 立会人住所・氏名・電話番号、8 保管業者住所・氏名、9 保管場所、10保管日時、11所有者住所・氏名・電話番号、12車両受領者住所・氏名、13違反者住所・氏名・年齢・電話番号、14告知年月日、15告知番号、16査定年月日、17査定価格、18競売入札年月日、19 競売結果	
記録範囲	車両使用者、立会人、車両受領者、違反者	
記録情報の収集方法	移動業者・保管業者からの提出、立会人・車両受領者・違反者からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課
	(所在地)	①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html (千葉県警察ホームページ) 参照
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—